

令和8年度熊本県北インバウンド誘客強化事業業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1 業務委託名

令和8年度熊本県北インバウンド誘客強化事業

2 目的

熊本県北エリアの4市町(玉名・山鹿・菊池・和水)及び熊本県(県北広域本部、玉名地域振興局、鹿本地域振興局)で構成する熊本県北観光協議会(以下「協議会」という。)では、広域連携のメリットを生かし県北地域の豊かな観光資源をPRをする。PRを行うことで、台湾からの誘客を促進し観光振興によるまちの活性化を図ることを目的に、熊本県北インバウンド誘客協会事業を実施する。この要項は、令和8年度熊本県北インバウンド誘客強化事業(以下「本業務」という。)の委託業者を公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定めるものである。

3 事業内容

別添「令和8年度県北インバウンド誘客強化事業 業務委託仕様書」のとおり

4 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1)法人格を有し、日本国内において本店を有すること。
 - (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3)地方税を滞納していない者であること。
 - (4)会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき手続き開始の申立てがなされている者(手続き開始後、資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
 - (5)企画提案書提出時において、熊本県北観光協議会構成団体(以下「協議会」という。)の指名停止措置を受けていない者であること。
 - (6)暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
 - (7)本プロポーザルに参加しようとする者の役員(法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役、支配人、精算人等)が、本プロポーザルに参加しようとする他法人の役員を現に兼ねていないこと。
 - (8)過去3年間に於いて、仕様書に掲げる業務と類似する事業を行った実績を有するもの。
 - (9)担当技術者等を当該業務に適切に配置し、かつ連絡体制を徹底させること。
- ※契約期間における業務担当者の変更は認めないものとする。ただし、退職等のやむを得ない場合を除く。

5 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望するものは、参加表明書(様式第1号)をメールで提出すること。

なお、様式は玉名市ホームページからダウンロードすること。

6 企画提案書の提出

以下のものを書面 8 部(正本1部、副本 7 部)及び電子データ形式(PDF ファイル)

- (1)企画提案書(様式自由) 20 頁以内とし、極力 A4 版で統一すること
- (2)見積書(様式自由)
- (3)類似業務実績(様式自由、記載があれば会社案内でも可)
- (4)業務体制図(様式自由)
- (5)滞納のない証明書(発行日から 3 か月以内のもの)

7 スケジュール(予定)

(1)広告期間 (関係書類の交付期間)	令和8年6月25日(木)~ 令和8年7月6日(月)
(2)質問の受付期限	令和8年7月2日(木)12時
(3)質問に対する回答	令和8年7月6日(月)17時
(4)参加表明の受付期限	令和8年7月6日(月)17時
(5)企画提案書等提出期限	令和8年7月10日(金)12時
(6)一次審査(書類審査)・結果通知	令和8年7月14日(火)
(7)二次審査(プレゼンテーション)	令和8年7月17日(金)
(8)二次審査結果通知	令和8年7月21日(火)
(9)契約締結	令和8年7月下旬

8 提出・問合せ先(協議会事務局)

玉名市観光物産課 観光政策係 (担当:平野)

TEL:0968-73-2222

FAX:0968-73-2220

メール:kanbutsu@city.ta mana.lg.jp

9 質疑応答について

- (1)質問の受付
 - ①提出様式自由
 - ②提出方法:「8 提出・問合せ先」へメールで提出
- (2)質問への回答:玉名市のホームページにて掲載する。

10 委託先の選定

- (1)一次審査
 - ①実施日時
令和8年7月14日(火)
 - ②実施方法
書類審査

(2)二次審査

①実施日時

令和8年7月17日午後2時から

②実施場所

玉名市役所 2 階 2-1 会議室（〒865－8501 玉名市役所岩崎 163）

③実施方法

プレゼンテーション方式とし、1 者につき 30 分程度(プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 10 分)とする。

11 選定結果

別紙「企画提案の審査について」のとおり

12 採否の結果について

採否の結果は、「8スケジュール」に記載の期日までに、メールにより提案業者に通知する。

13 失格要件

次の場合失格とする。

- (1)期日までに企画提案書を提出しなかった場合
- (2)本プロポーザルに関する条件・提示事項に違反した場合
- (3)企画提案に関して過去の実績等の記載に虚偽があった場合

14 費用弁償

本プロポーザルに係る費用は、参加者負担とする。

15 その他

- (1)提出された提案書等は返却しない。
- (2)参加表明書提出後に辞退する場合は、「参加辞退届」(様式自由)を提出すること。
- (3)本プロポーザルの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (4)契約候補者が、必要な条件等に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点者と契約について協議することとする。
- (5)審査は非公開とする。
- (6)応募者は審査、選定結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (7)本プロポーザルによる受託候補者との契約締結後の詳細な工程等については、提案も踏まえ別途協議する。

(別紙)

企画提案の審査について

審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、契約候補者を決定しない。

1 次審査

次の事項について、1次審査(書類審査)を行い、上位3者程度を選定するものとする。

* 60点満点とし、最低点の基準は30点。(提案業者が上位3者であっても最低点を満たさない場合は、二次審査を行わない。)

分類	評価項目	配点
形式評価	・仕様書の内容に沿った提案となっているか。 ・企画提案の提出書類は分かりやすくできているか。	20点
体制評価	・本業務の遂行のために必要な実施体制(対応人数、役割分担、責任体制等)がとられ、迅速・柔軟な対応ができる体制となっているか。 ・類似業務の受託実績があるか。	20点
内容評価	・提案内容は、創意工夫に溢れ、魅力的で興味を引くようなものか。 ・提案内容は、実現可能か。実施手順、スケジュールは明確かつ妥当か。 見積り金額は適正か。	20点

2 次審査

1次審査で選定された者を対象に、次の事項について、2次審査(プレゼンテーション)を行い、契約候補者を決定する。ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、契約候補者を決定しない。

なお、1次審査の得点は、2次審査には反映しない。

※100点満点で採点

分類	項目	配点
企画内容	【台湾に向けた宿・体験・洗い出し】	
	ターゲット層に刺さる既存コンテンツの洗い出し ・令和6年度から令和7年度に造成及び磨き上げた体験コンテンツを活用し、台湾人観光客の視点から具体的かつ実現性の高い強み等抽出、送客を期待できるか。	15
	【メディア向けセールスプロモーション】	
	レップオフィス設置 ・本事業遂行のため、連絡・調整が確保されメディア等からの問合せに迅速かつ継続的に対応できる体制が構築されているか。	5
	メディアピッチ ・台湾メディアやライターに対し、当地域認知度向上につながる効果的なプロモーションが期待できるか。	10
	現地セールスコールアレンジ ・メディアとの関係構築を促進するため、効果的な商談機会が期待できるか。	5
	ニュースレター配信	5

	・メディア関係者に継続的かつ効果的な情報発信を行い、当地域の認知度向上につながる提案となっているか。	
	【旅行会社向けセールスプロモーション】	
	現地セールスコール ・体験コンテンツ及びモデルコースの販売促進につながる営業所を選定、送客が期待できるか。	5
	ニュースレター配信 ・季節ごとの観光情報、受け入れ態勢を継続的かつ認知度向上につながる提案となっているか。	10
	【FAM Trip(メディア、旅行会社向け)の実施】	
	有力なメディアや旅行会社の招請、コンテンツ体験 ・セールスコールの結果、有力なメディア等招請しメディア露出等効果が期待できるか。	10
実施体制	【類似業務実績の内容】	
	提案内容 ・本業務遂行に当たり、十分な知識・ノウハウや、類似業務の受託実績があるか。	5
	【業務体制】	
	提案内容 ・本業務遂行のために必要な実施体制(対応人数、役割分担、責任体制等)がとられ、迅速・柔軟な対応ができる体制となっているか。	10
	【見積】	
	費用対効果 企画提案内容で KPI を達成し、効果が見込めるか。	5
全体評価	【全体評価】	
	総合的に評価し持続可能な事業内容となっているか	15
	合計	100